

Ⅲ 使用量を守る 使用量は少なくとも多すぎても良くありません。

洗剤は

1. 少なすぎると汚れが落ちず、他の衣類の汚れが再付着する
2. 多すぎても洗浄力は上がらない

柔軟仕上げ剤は入れ過ぎると繊維に吸着し、

1. 衣類に吸着しすぎて汚れが付着しやすくなる
2. 洗濯時に汚れが落としにくくなり、黒ずみの原因となる
3. 香りが強くなりすぎ、自分では心地よいと感じられても、周りの人は香りが強いと感じて気分を害する場合がある。

Ⅳ 安全のための表示 製品には正しく使用するため(事故が起きないように)「安全図記号」が表示されています。

—洗剤・洗浄剤の「禁止」、「指示」を表す図記号—

表示箇所は製品によって異なります。使用前には必ず確認するようにしましょう

必ずこうしてください
(指示)



保護手袋を使用する



保護手袋・マスクを使用する



使用後は手を水で洗う



目に入った場合は、水で十分に洗い流す



必ず換気する

やってはいけません
(禁止)



子供の手の届くところに置かない



目に入れない



飲み物ではない



他の容器に移し替えない



同時に使用しない

【日本石鹼洗剤工業会】より

—「まぜるな危険!」は単独で使う—

塩素系と酸性系の漂白剤、洗浄剤を混ぜてしまうと非常に毒性の強い塩素ガスが発生します。死亡事故も起きています。「混ぜるな危険」と書かれている洗浄剤・漂白剤は、単独で使いましょう



PL (製造物責任)法

製品についている図記号等は、消費者が製品を安全に使用するためのものです。

1995年にPL法が施行されました。制定以前は製品による事故が発生しても、製造者の故意・過失を消費者自身が証明しなければならず、製品事故について製造者の責任を問うことは容易ではありませんでした。

しかし、PL法では製品の欠陥によって生じた損害について、被害者は製造者の過失ではなく「製品に欠陥があったこと」を証明すればよいとされ、製品の安全性確保や品質管理は製造者の重要な責務と位置づけられるようになりました。

まとめ

洗剤、洗浄剤を使用するときには、表示を読みましょう!

事故を防ぐには、

1. 混ぜない
2. 他の容器に移し替えない
3. 子どもの手の届くところに置かない

